

いなべ市議会議長 小川 幹則 様

いなべ市議会検証評価特別委員会
委員長 清水 隆弘

いなべ市議会基本条例の検証評価について（報告）

いなべ市議会検証評価特別委員会（令和6年9月27日設置）において、いなべ市議会基本条例第35条に基づき、同条例及びいなべ市議会行動計画の検証を実施しました。
下記のとおり、評価したので報告します。

記

1 議会基本条例及び議会行動計画を検証した期間

令和6年9月27日から令和7年3月27日

第1回検証評価特別委員会（令和6年9月27日）

内容：議会基本条例検証実施要綱の確認、検証評価方法の協議 等

第2回検証評価特別委員会（令和6年10月17日）

内容：自己評価表の協議、議会モニターアンケートの設問作成 等

第3回検証評価特別委員会（令和6年11月11日）

内容：自己評価表及び議会モニターアンケートの確認 等

第4回検証評価特別委員会（令和6年12月20日）

内容：自己評価表及び議会モニターアンケートまとめ

第5回～第8回検証評価特別委員会（令和7年1月17日～1月31日）

内容：議会基本条例、成熟度評価モデル、いなべ市議会行動計画の検証

第9回検証評価特別委員会（令和7年2月6日）

内容：第三者評価者への検証説明

第10回検証評価特別委員会（令和7年3月19日）

内容：第三者による評価報告

第11回検証評価特別委員会（令和7年3月25日）

内容：評価シートの最終確認、報告書作成、議長へ答申

全員協議会（令和7年3月27日）

内容：検証評価報告

2 検証対象とした期間

令和5年12月1日から令和6年11月30日

3 検証評価に用いた資料

資料1－1 成熟度評価モデルに基づく評価一覧（内部評価）

資料1－2 成熟度評価モデルに基づく評価に関する外部評価

資料2－1 議会行動計画の検証評価（内部評価）

資料2－2 議会行動計画の検証評価に関する外部評価

資料3－1 いなべ市議会基本条例検証評価シート

資料3－2 いなべ市議会基本条例検証評価に関する外部評価

資料4 議会モニターアンケート

4 検証結果における特記事項

（1）資料1 成熟度評価モデルに基づく評価一覧

いなべ市議会基本条例の理念に掲げた市民福祉の増進を図るため、地方議会成熟度評価モデルに基づく5つの視点、16の確認項目を用いていなべ市議会の状態を確認した（資料1－1参照）。また、第三者による評価（資料1－2参照）を受け、本市議会機能の強みと弱みを整理することができた。

今後も、議会の政策サイクルが機能しているか明確な基準及び指標となる成熟度評価モデルを用いた検証を定期的に行うものである。

（2）資料2 議会行動計画の検証評価表

議会の政策サイクルを機能させて市民の福祉の増進を図るため、いなべ市議会行動計画（令和5年11月策定）に議会のミッションとビジョンを掲げ、1年を通して取組を進めた。議会行動計画の検証にあたっては、自己評価を全議員が行い、自己評価を基に当特別委員会による検証評価を実施した。

ビジョンに掲げた目標達成年である令和9年に向け、現状と課題、成果を整理し、改善案（資料2－1参照）を提示する。

いなべ市議会行動計画に掲げた事項を着実に実践に移した結果、議会の体制は充実し、議会の本旨である議決責任及び説明責任の機能向上は図られた。また、市民が議会に参画する機会も拡充することができた。今後は、一つ一つの取組から市民に対して効果が示せるよう、議長及び所掌する各委員会においては、本評価における改善案を参考に取り組まれない。

（3）資料3 いなべ市議会基本条例検証評価

①第16条 （確認機会の付与）

議会改革が進む中、二元代表制の観点から「反論権」について、検討・協議を開始する時期に来ている。反論権を導入する場合は、議員の質問権の保障が担保できるよう協議されたい。(議会運営委員会)

5 総括

平成 29 年 4 月にいなべ市議会基本条例制定以降、いなべ市議会は活動を検証・評価 (check)、改善 (action)、計画 (plan)、実行 (do) を繰り返し、議会機能の向上を図ってきた。

また、いなべ市議会行動計画の策定 (令和 5 年 11 月) にあたっては、市民に期待され信頼される議会となるため議会は何をすべきかを追求し、数々の新たな取組を行ってきた。

これらの議会改革により議員の意識改革が図られてきたことが、資料 1 から資料 3 の検証評価で見取れるものである。

当特別委員会として特筆すべきものは以下のとおりです。

1 点目は、二元代表制の観点から、より深い議論を行うため市議会基本条例に反論権を明記する。ただし、議員の質問権の保障が担保できるよう協議が必要である。

2 点目は、通年議会の導入である。通年議会とは非常時の議会活動の指針である「議会 B C P」とともに、休会期間をなくして議会の活動能力を常時担保するものである。通年議会とすることで、限られた期間だけでなく、委員会を通年的に機能させることができる。市長の専決処分による条例及び予算等の行使がなくなる。議長裁量で本会議を開催 (再開) できる。これら 3 つのメリットにより議会の権能強化を図ることができる。ただし、それに伴う議会事務局の体制整備が課題になる。協議を早急に開始し、次期議会から開始できるよう調整されたい。

3 点目は、主権者教育への新たな取り組みである。以下の事項について、早急に取組を開始するよう提言する。

- ①議会制度 (地方自治制度) の理解を深めるため、小学校へアプローチするための教材、企画書づくりを行うこと。
- ②投票率の向上を目的に、選挙管理委員会へ働きかけること。
- ③主権者教育に関する取組の所掌は広聴広報委員会を中心とし、全員懇談会で事前に何を働きかけるか、投票率を上げるために必要なそれぞれの取組を議会として明確にすること。

以上、次期議会へ円滑に引き継げるよう、ますますの取組を計画的に進めていきたい。